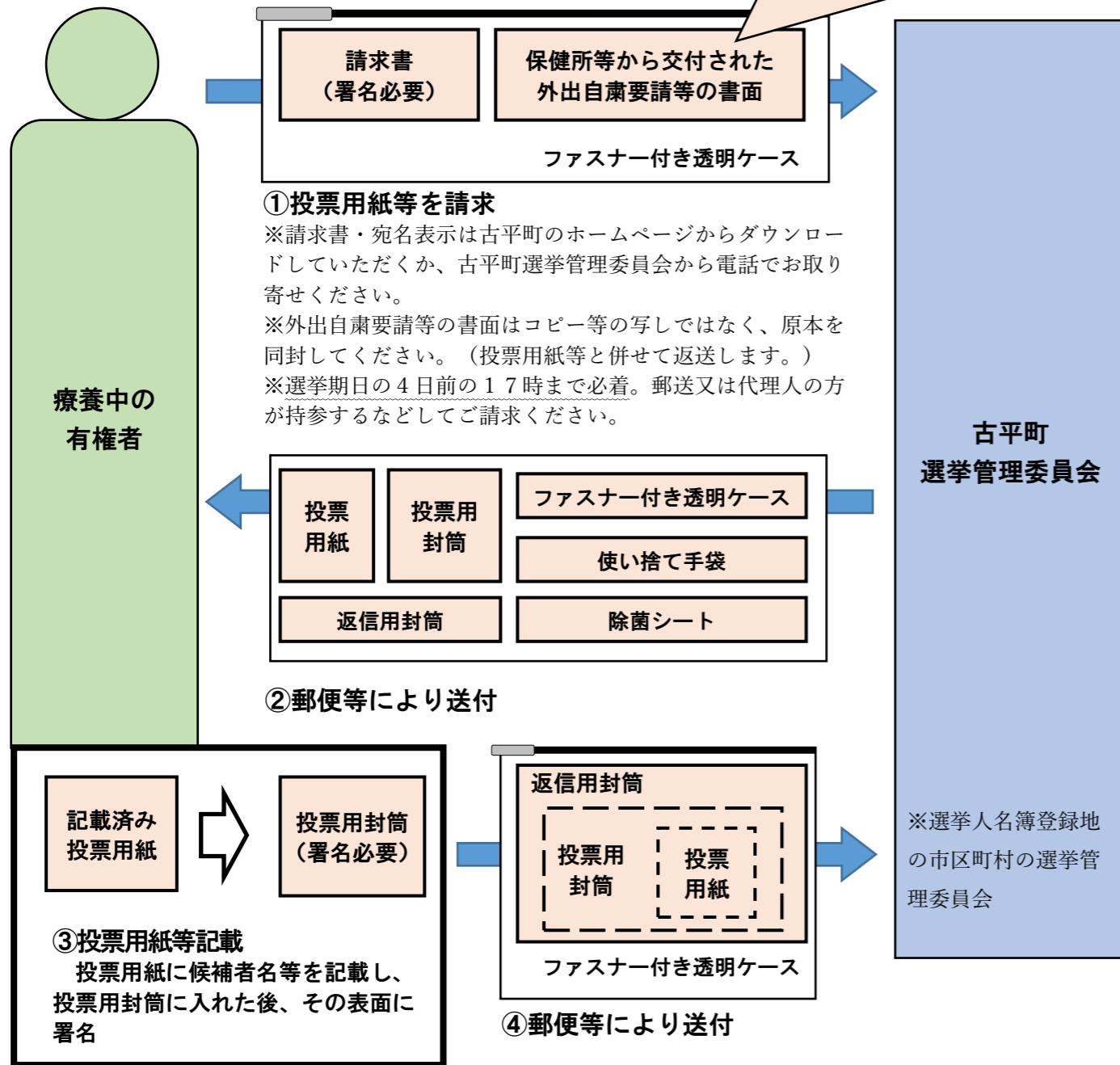


特例郵便等投票の流れ

書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
市区町村の選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認いたします。



補足・注意事項

- ◆ 投票までには数日の期間を要します。請求は公示前でもできますので、**早めの請求・送付**をお願いいたします。
- ◆ 上図の①投票用紙等の請求、③④投票用紙の送付は古平町のホームページをご覧ください。
- ◆ 投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所での投票を希望する方は、郵送等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ 他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票については、公職選挙法上の罰則が設けられています。
- ◆ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方も郵便等で投票ができるようになりました

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養等をされている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等で投票をすることができます。（特例郵便等投票）
今夏執り行われる予定の第26回参議院議員通常選挙の投票を希望される方は、次のとおり投票用紙等をご請求ください。
投票の流れは左ページをご覧ください。

1 投票用紙等の請求先

請求先	古平町選挙管理委員会 古平町大字浜町 50 番地 TEL：0135-48-9835（課直通）
請求期限	選挙期日の4日前まで ※日曜日が投票日のため、4日前の水曜日まで

2 特例郵便等投票の対象となる方

◆ 有権者で、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

・感染症法・検疫法の規定により
外出自粛要請を受けた方
・検疫法の規定により隔離又は
停留の措置を受けて宿泊施設
内に收容されている方

+

外出自粛要請等の期間が、請求の時に
公示日（水）から
投票日（日）までの期間にかかると
見込まれる場合

※濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありませんが、投票所での投票ができます。
（投票所におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。）

3 投票用紙等の請求に当たってのお願い

- ◆ 保健所等が発行する外出自粛要請の書面（就業制限に関する書面を含みます）又は宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書をお住まいの市区町村の選挙管理委員会に送付してください。
ただし、外出自粛要請等の書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
- ◆ 請求書を郵送する際の宛名表示については、古平町のホームページからダウンロードしていただくか、古平町選挙管理委員会から電話でお取り寄せください。
- ◆ 請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明ケース等に入れて表面を消毒した上で、施設職員、同居人、知人等（患者ではない方）に郵便ポストへの投かんを依頼してください。

